



Title	日本における「音楽のまち」の諸機能
Author(s)	肥後, 樂
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/103175
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(肥後楽)	
論文題名	日本における「音楽のまち」の諸機能
論文内容の要旨	

日本には現在、まちづくりの一環として「音楽のまち」を名乗り、地域の資源を活用しながら音楽に関する何らかの活動を通じてまちづくりに取り組む地方公共団体が多数存在する。「音楽のまち」を名乗るための明確な条件や手続き等は存在しないため、各自治体が「音楽のまち」を名乗る理由や根拠、そこで行われている具体的な活動も多岐に及んでいる。これら「音楽のまち」での活動は、その主体や目的が多様であるために、実際に行われている活動の内容や、ステークホルダーがどのような意図をもって「音楽のまち」をめぐる諸活動に参画しているのか、活動を受容する市民が「音楽のまち」についてどのように考えているのか等、実態と影響について具体的に捉えることが難しい。

本論文は、上記のような状況を踏まえ、現在の日本における「音楽のまち」がそれぞれどのような経緯で誕生し、「音楽のまち」を名乗ることによりどのような変化が生じているのか、また「音楽のまち」であることにどのような期待が寄せられているのか、さらには「音楽のまち」であるために推進される諸活動にまつわるコンフリクトがどのように生じているのかについて、政策文書の調査、新聞記事の分析を通じて検証する。そして、人が「音楽のまち」に何を求め、何のために「音楽のまち」を推進しようとするのか、実際に「音楽のまち」であることが個人や社会にどのような影響をもたらしているのか、すなわち「音楽のまち」の諸機能とは何かを解き明かすことを目的とする。

本論文は全4章と序章・終章で構成される。第1章は「文化芸術によるまちづくりの系譜」と題し、音楽のまちづくりに連なる地方における文化芸術振興に関する歴史的推移について、本論に深く関わるいくつかのキーワードに着目しながら確認する。また、今日では文化芸術振興の目的が文化芸術の社会的・経済的価値を利用した産業・イノベーションの創出に重点的に置かれていること、地域の魅力創出による観光事業の活性化という文脈との結びつきがより強固となっていること、今後もこの潮流は増していくであろうことを確認する。第2節では、音楽祭に関する先行研究を概観しながら、音楽祭を実施することの意味がどのように語られてきたのか、それぞれの文脈の中で音楽はどのような役割を果たすものだと位置付けられてきたかを整理する。さらに、音楽祭研究において繰り返し語られてきた「主催者と地域住民の関係をいかに構築するか」「その場所で開催しなければならない理由をどのように説明可能か」「音楽祭の社会的意義をどのように持続させることができるか」等の課題について「音楽のまち」づくりにおいても同様に生じる可能性のある課題であることを確認する。また「音楽のまち」に関する先行研究の現状について、個別の都市で推進される「音楽のまち」に関する複数の先行研究が存在するものの、「音楽のまち」全体を俯瞰する視点が未だ十分ではないこと、都市間の比較を通じて「音楽のまち」政策推進に関する共通項あるいは何らかの理由による相違点を抽出し「音楽のまちになること・音楽のまちであること」の意義を示すには至っていないことを指摘する。

第2章では、現在「音楽のまち」を名乗る地方公共団体において「音楽のまち」に関する記述がどのようになされてきたのか、具体事例として川崎市・浜松市・松本市・豊中市の4市を取り上げ、これら4市において「音楽のまち」であることの理由、「音楽のまち」政策推進の目的、具体的な活動がどのように変化したのか、その歴史的変遷を総合計画、各市が独自に策定する文化振興条例、文化芸術基本計画等から読み解いている。第1章で確認したような全国的な文化芸術振興に関わる動向ともリンクしながら、文化芸術振興に求められる役割の変遷・拡大に伴って、それぞれの「音楽のまち」に期待される内容や目標も変化してきた。「音楽のまち」という言葉が現れる最初期、もしくは「音楽のまち」という言葉が登場する以前には文化芸術振興の目的は主に「市民文化の醸成・創造」にあると語られ、「音楽のまち」政策が推進される年数が重なるに従ってまちの魅力創造、また市外への発信が志向されるようになる。さらには「音楽のまち」に関する活動を通じた産業の創出、経済的な価値の創出をも期待するように変化していくという流れが共通して見出された。

一方で、それぞれの都市ならではの「音楽のまち」に関する期待の微妙な色合いの違いや特色も見ることができ。川崎市は、「灰色のまちから音楽のまちへ」という言葉に象徴されるような、イメージ転換戦略の一環として2000年代から音楽のまちづくりを開始した。その背景には、1960年代から続いた「公害のまち・治安の悪いまち」などの負のイメージを払拭したいという問題意識が存在した。浜松市は日本で最も早期から「音楽のまち」に関する政策が推進された自治体であり、約40年にわたって「音楽のまち（現在では「音楽の都」と呼称している）」に向けた取組が実践してきた。1981年の開始当初は「新しい市民文化の創造」の一環として推進された音楽のまちづくりは、その後だいに創造都市戦略と結びつけられ、2014年には東アジアで初めてユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）に加盟した。豊中市が「音楽あふれるまち・とよなか」というスローガンを掲げたのは2012年と比較的新しい。その契機には、市民調査、有識者へのヒアリング等によるまちの魅力の探索や、大阪音楽大学の音楽資源としての再発見等が関係していることが資料から示唆された。松本市は、1985年の音楽文化ホール開館をきっかけに「音楽とスポーツ都市宣言」がなされ、1992年からは国際音楽祭サイトウ・キネン・フェスティバルが毎年開催され、音楽祭を目玉とした音楽のまちづくりが推進してきた。

第3章では、「音楽のまち」の評価のあり方に着目し、現在自治体において「音楽のまち」政策がどのような方法で評価されているのか、豊中市、松本市の行政評価を元に検証する。これに先立ち、文化政策の評価における困難や課題について、これまでどのような指摘がなされているのか確認した。日本の地方公共団体においては、1990年代後半から全国で行政評価が導入され、2000年代初頭には「評価ブーム」とも言えるような状況が生じ、急速に行政評価が普及した。しかしながら、評価結果の利用が有効になされていない可能性への懸念、数量的アプローチに偏った評価への疑義、評価疲れの問題等、今なお様々な課題が指摘されている。また、文化政策の評価における特有の難しさとして、文化的な価値をどのように測るか方法が確立されていないこと、文化芸術がもたらす影響や成果について長期的なスパンで検討する必要があるにも関わらず、これらを念頭に置いた評価がなされているとは言い難いことなどが課題として提示してきた。

実際、「音楽のまち」である松本市、豊中市の行政評価を確認したところ、市民へのアンケート調査の結果や外部評価など、多様な指標を用いた評価が試みられているものの、多くは事業数、参加者数、満足度など定量的な数値を用いており、先行研究で指摘されているような懸念に十分に答えられているとは言い難い状況にある。しかしながら、松本市におけるサイトウ・キネン・フェスティバル松本の経済的及び文化的効果に関する報告書作成や、豊中市の文化芸術振興審議会における、文化芸術の多様な価値を考慮に入れた振興の視点を取り入れることへの進言など、これらの状況を超克するための試みが進められていることも同時に明らかになった。

第4章では、第2章・第3章で具体事例として選定した「音楽のまち」だけでなく、全国的な「音楽のまち」に関する動向について俯瞰して検討するため、三大紙のオンラインデータベースを用いて「音楽のまち」に関する新聞記事を独自に設定した「音楽のまち」関連語をキーワードとして抽出し、「音楽のまち」が新聞記事の中でどのように記録してきたのか、1897本、207市区町村の「音楽のまち」に関する記事から検証する。これらの新聞記事は1984年～2019年までに発表されたもので、長年にわたり全国の様々な場所で「音楽のまち」に関わる活動が展開されてきたことが改めて示された。また、上位5位までの頻出する「音楽のまち」については、記事内容を分析することによって、具体的に「音楽のまち」に関してどのような活動が注目され、報道してきたのか整理する。統いて「音楽のまち」の成り立ちについて、3つの典型的なパターンに整理し提示する。さらに、実際に「音楽のまち」に関する活動が行われる中で生じる課題について、①行政の期待と市民の期待とのギャップ、②音楽実践の場をめぐるコンフリクト、という2つの代表的事例を取り上げ検証する。

終章では、第1章～第4章の議論を踏まえ、現在の「音楽のまち」に求められる最も重要な機能として「地域の魅力の創出と発信」が挙げられることを示す。この「魅力」には時代の推移とともに多様な音楽ジャンルや音楽実践が包含されるようになり「音楽のまち」の活動は時間的・空間的に点から面へと拡大傾向にある。また、現在重視される傾向の強い経済的・社会的価値の創出については、これに偏重して「音楽のまち」を推進することで生じ得るリスクがあることを論じる。さらに、数値化・可視化することには困難が伴うものの、消費され摩耗したり、誰かに奪われ失われたりすることのない価値—すなわち、地域住民と来訪者、演奏者と観客など、多様なステークホルダー間に音楽を媒介としてつながりを創出する力—こそが「音楽のまち」に求められている本質的な機能であることを提唱する。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　(　肥後　楽　)		
	(職)	氏　名
論文審査担当者	主　査　大阪大学　教授	伊東　信宏
	副　査　大阪大学　教授	輪島　裕介
	副　査　大阪大学　准教授	鈴木　聖子
	副　査　神戸大学　名誉教授	藤野　一夫

論文審査の結果の要旨

以下、本文別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：日本における「音楽のまち」の諸機能

学位申請者 肥後 楽

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	伊東 信宏
副査	大阪大学教授	輪島 裕介
副査	大阪大学准教授	鈴木 聖子
副査	神戸大学名誉教授	藤野 一夫

【論文内容の要旨】

本論文は「音楽のまち」を名乗る日本の自治体をとりあげ、それぞれがどのような経緯で誕生し、そのような変化が生じ、さらにどのような期待を背負ってきたのか、そして「音楽のまち」をめぐる転換がどのような問題を産んできたのかといった問題を、歴史的経緯、政策文書の整理、新聞記事の分析などを通して検証し、「音楽のまち」の諸機能を解き明かそうとするものである。

全体は序章、終章と4つの章から成り、多くの独自の図、統計、さらに参考資料一覧を含む。以下に論文の構成を述べる。

第1章は、「音楽のまち」について検討する下準備として、戦後日本、特に地方における文化行政の変遷と、音楽祭や地域の楽団など音楽資源を通じたまちづくりに関する先行研究を概観している。まず第1節では、戦後日本において、文化行政がどのように扱われていたのか、年代ごとの整理がなされている。また、同様に地方自治体における文化行政についても、時代ごとの変遷について確認している。第2節では、「音楽祭」の先行研究を整理しながら、音楽祭を実施することの意味がどのように語られてきたのか、それぞれの文脈の中で音楽はどのような役割を果たすものだと位置付けられてきたかを整理し、音楽イベントによって構築される音楽と社会の多様な関係を示している。また、行政との関係についてどのように触れられているのか抽出することにより、文化政策として実践される音楽のまちづくりとの関係や、各イベントでの音楽とそれを取り巻く社会的事象の描かれ方にどのような差異があるのか検討している。

第2章は、現在「音楽のまち」を名乗る自治体において、文化芸術、中でも「音楽のまち」に関する記述がどのようになされてきたのか、具体的な事例として川崎市・浜松市・松本市・豊中市の4市を取り上げながら整理するものである。これらの自治体の文化政策において、「音楽のまち」政策推進の目的や経緯などを、「総合計画」、および自治体が独自に策定する文化振興条例、文化芸術基本計画等から読み解くことで、行政が「音楽のまち」に何を求めてきたのかを整理している。

第3章は、自治体の文化行政に関する事業評価の問題について取り上げている。先行研究において指摘されてきた文化政策の評価における困難や課題が、現在「音楽のまち」政策を実施する各地方自治体においてどのくらい

共通しているか、またこれらを打破するためにどのような仕組みで評価がなされているのかについて、第2章でも取り上げた豊中市、松本市を対象に、各市が発表している政策評価資料を分析することで検討する。

第4章は、新聞記事に現れる「音楽のまち」の姿について検討する章である。1990年から2019年までの新聞記事について、「音楽のまち」に関連する語が含まれる記事を抽出したデータを作成し、メディアにおいて「音楽のまち」がどのように取り上げられてきたのか、年代別に記事数の推移を確認している。次に、記事数が多かった都市について、どのような内容で「音楽のまち」に関する報道がなされてきたのか整理する。さらに、これらの記事を通読し、分類する中で見えてきた「音楽のまち」の成り立ちの類型化を試みている。

終章は、これまでの議論を通じて「音楽のまち」の機能を整理し、①文化的コモンズを作り上げる力を涵養する装置となること、②人材を育成すること、の2点をあげて全体を閉じている。

全体はA4で150ページ(400字詰め換算で約450枚)である。

【論文審査の結果の要旨】

本論文に関する口頭試問は、2025年8月9日(土)に、2時間あまりにわたって実施された。

そこでなされた肯定的評価としては、文化政策、ないし行政の問題に踏み込んだ論文として、自治体の「総合計画」の階層性などについて、手際よく整理したこと、また無味乾燥に見える行政文書から丁寧に問題を拾い上げ、一貫した論述へとまとめあげたことなどが挙げられた。

ただし、「音楽のまち」およびその類語に関する整理、あるいは「音楽／騒音」といった基礎的概念に関する考察が必要だったし、「まちづくり」「文化芸術／芸術文化」といった基礎的概念についてより詳しい注釈も必要だった、という指摘があった。また第4章の新聞記事に関する議論の部分で、3大紙に限定せず、地方紙に目を配る必要があったのではないか、という指摘もあった。さらにここで名前の上がっている金沢市のように、行政側が「音楽のまち」と名乗っていないにも関わらず、メディアなどにおいて「音楽のまち」(ないしそれに準じる性格をもった都市)として捉えられている自治体について、検討する必要があったのではないか、という意見があった。

また実際の行政の問題については、本論文が論じたような行政文書レベルには現れてこない、具体的な状況についてより深く検討する必要があったのではないか、という意見も出た。たとえば川崎市について言えば、2001年に新市長が就任するが、その時には音楽ホールを中心とする川崎駅西口の一大施設「ミューザ川崎」はすでに着工されており、これをどのように扱ってゆくかということが喫緊の課題であった。新市政下で制定されることになる「音楽のまち」という自己規定と、上記のような具体的な状況は密接に絡まり合っていたのであり、これらを考慮して行政文書を読み解くことで、本論文の議論を深めていくことができるのではないかという意見である。このような考察を進めるためには、海外との比較や、関係者へのインタビュー調査といった手法が必要になってくるだろう。

これら望まれる点はいくつか残るもの、本論文が、「総合計画」「文化振興条例」といった政策文書の整理や新聞記事の分析というオリジナルな成果に基づいて「音楽のまち」という対象に切り込んで、一貫した論述を行い、著者なりの提言までたどり着いていることの意義は疑い得ない。本論文の内容は、今後国際的比較や関係者へのインタビューによってより立体的に展開されるであろうし、そのための基礎を確立したと言って良い。上記に指摘された諸課題についても、学位申請者自身よく理解しており、今後の研究の基礎として本論文の重要性は十分に認められる。

以上のような点から見て、本論文を博士(文学)の学位にふさわしい価値を有するものと認定する。